

IEEJ NEWSLETTER

No.178

2018.7.1 発行

(月 1 回発行)

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所

IEEJ NEWSLETTER 編集長 常務理事 小山 堅

〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ

TEL: 03-5547-0211 FAX: 03-5547-0223

目 次

0. 要旨 — 今月号のポイント

〈エネルギー市場・政策動向〉

1. 原子力発電を巡る動向
2. 最近の石油市場動向
3. 最近の LNG 市場動向
4. 温暖化政策動向
5. 再生可能エネルギー動向

〈地域ウォッチング〉

6. 米国ウォッチング：米国電力市場における需給逼迫リスクの浮上
7. EU ウォッチング：米国への対抗措置と再エネ指令改訂案
8. 中国ウォッチング：米中報復関税合戦の激化を巡る闘ぎあい
9. 中東ウォッチング：激化するサウジアラビアの対カタール強硬姿勢
10. ロシアウォッチング：経済制裁や協調減産等へのロシアの対応

0. 要旨 — 今月号のポイント

1. 原子力発電を巡る動向

日立製作所が英国で展開する原子力新規建設「ホライズン・プロジェクト」では、民間事業者として許容できる出資範囲が判断基準の一つとなる。プロジェクト審査の予見性が重要となろう。

2. 最近の石油市場動向

OPEC・非 OPEC 協調減産国の減産幅を緩和させることが決定された。貿易戦争の懸念や地政学リスクにより市場では神経質な展開が続くと見込まれる。

3. 最近の LNG 市場動向

新興輸入国の需要増大や原油価格の上昇によって LNG 価格が上昇し、アジアプレミアムが再発しつつある。他方、市況回復と経営体力改善で液化施設への FID が進む兆しが見えてきている。

4. 温暖化政策動向

G7 サミット・コミュニケで、米国は他の 6 カ国とは別の文言で、エネルギー安全保障と経済成長への取り組みを記した。ドイツでは、気候変動対策を検討する通称石炭委員会が設置された。

5. 再生可能エネルギー動向

わが国再エネ市場への外国企業の進出が見られる。再エネの主力電源化を目指すなら、国内再エネ産業・業界の競争力強化も同時に求められる。

6. 米国ウォッチング：米国電力市場における需給逼迫リスクの浮上

今夏の電力系統信頼度評価において、再エネ・ガス火力依存増加で共通するテキサス州等の地域で需給逼迫リスクがあると指摘された。電源構成多様化の価値が再評価される可能性もある。

7. EU ウォッチング：米国への対抗措置と再エネ指令改訂案

鉄鋼製品等に対する米国の関税導入に対して、EU は対抗措置として米国製品への関税賦課を決定した。また、EU は再生可能エネルギー指令を改訂、目標シェアを 32%に引き上げた。

8. 中国ウォッチング：米中報復関税合戦の激化を巡る闘ぎあい

米中間の貿易摩擦を巡る報復関税合戦が激化している。中国政府は、米国側の措置に一步も引かない姿勢を堅持している。貿易戦争に突入すれば米国原油の中国輸出も大幅に減少するだろう。

9. 中東ウォッチング：激化するサウジアラビアの対カタール強硬姿勢

サウジによるカタールへのボイコットの終わりは見えず、強硬に孤立化を進めている。ヨルダンのデモ発生に湾岸諸国は危機感を募らせる。米国はイラン制裁に例外は認めない方針。

10. ロシアウォッチング：経済制裁や協調減産等へのロシアの対応

米国による経済制裁強化に対して、ロシアが対抗策を新たに打ち出した。油価上昇を受け、ロシアが行った OPEC との協調減産緩和に向けた働きかけもあって、7 月からの増産が決まった。

1. 原子力発電を巡る動向

6月4日、英国ビジネス・エネルギー・産業戦略省のクラーク大臣は、英国における日立製作所の Wylfa Newydd 原子力発電所建設計画 (ホライズン・プロジェクト) の最終投資判断に向けた日立との協議を継続する方針を議会で表明した。

その中で大臣は、本件については、高額な FIT-CfD 価格で批判された Hinkley Point C の財務モデルから変更を行うこと、及び英国政府からホライズン・プロジェクトへの直接出資を検討することも併せて表明した。日立は6月8日の電力・エネルギー事業戦略説明会で、「経済合理性の観点からプロジェクトを精査し、日立のオフバランス化 (日立のバランスシートから、ホライズン・プロジェクトの切り離し) を前提とした財務モデル、適切なリターン確保、及びコスト超過分も含め民間事業者として許容できる出資範囲等を判断基準として最終投資判断を行う」と述べた。これらの判断基準からは、同社がプロジェクト審査の予見性も重要な要件と見ていることが伺える。本件の最終的な成約に向けては今後の設置許可申請・審査に関与する英国規制機関 ONR の動向も重要となろう。

一方、三菱重工も6月5日のパワードメイン事業戦略説明会の中で同社の原子力事業について述べた。「新規規制基準対応の確実な推進」「福島第一燃料デブリ取出しに向けた備え」など多くの案件に言及した国内事業とは対照的に、海外展開に関する言及は「トルコ・シノップ・プロジェクトを含めた新設プラントへの取組み」のみで、日立のような最終投資判断の基準に関する説明はなされなかった。三菱重工も原子力事業を「+2°C未満シナリオ実現のためのソリューション群」と位置づけているが、それならば CO2 排出量が増加していく新興国での事業展開は国内事業に劣らず重要であろう。日立・三菱重工両社の海外展開における今後の投資判断が注目される。

電気事業連合会は6月15日、自律的かつ継続的な原子力の安全性向上のための取り組み強化に向けた新組織「原子力エネルギー協議会 (略称 ATENA)」を7月1日に設立すると発表した。ATENA では各事業者が進める自主的な安全性向上の取り組みに際し、知見・リソースの業界横断的な有効活用を進めるとともに、原子力産業界を代表して規制当局等とも対話を行っていくとしている。予見性のある規制基準の維持に産業界と規制当局の対話が不可欠であることは、既に国内外の専門家によって指摘されていることもあり、今後の ATENA と規制当局の関係が注目される。

同日の会見において ATENA 初代理事長・門上英氏 (三菱重工) は、原子力の安全性向上の継続的な取り組みを「急流の中、上流に向けて漕ぎ出すボートのようなもの」と表現し、「社会的信頼の回復に努めたい」と決意を表明した。安全哲学のコアを押さえた同会長のリーダーシップにより、原子力産業における人材・技術の維持向上がなされていくことを期待したい。

(戦略研究ユニット 原子力グループマネージャー 村上 朋子)

2. 最近の石油市場動向

6 月 22 日に OPEC 総会、翌 23 日に OPEC・非 OPEC 協調減産参加国による閣僚会議が開催され、7 月から協調減産幅を緩和することが決定された。2016 年末に合意された減産量は OPEC が約 120 万バレル/日、非 OPEC 10 カ国が約 60 万バレル/日であるが、5 月時点での減産順守率は OPEC が 152% (減産量 180 万バレル/日)、協調減産参加の非 OPEC 諸国も含めた全体で 147%となっている。今回の決定を受け、サウジアラビアの Al-Falih・エネルギー産業鉱物資源相は、100 万バレル/日規模の増産が必要であると述べた。しかし、需給逼迫を避けるには不十分とみなされ、22 日のブレント価格は前日から 3%上昇し、75.55 ドル/バレルとなった。さらに 6 月 27 日、米国の主要国へのイラン原油引取停止要請を受けて 75.31 ドルまで上昇した。

今回の決定の背景には、4~5 月の急速な価格上昇があるのは言うまでもない。需給均衡 (リバランス) が達成されたこと、米国のイラン核合意離脱等、5 月に入って地政学的リスクが市場で意識されたことにより、WTI 価格は 5 月 7 日に 70 ドル/バレルに達し、ブレント価格は 5 月 22 日に 80 ドル/バレルを超え、ともに 3 年半ぶりの高値を付けた。4 月時点では、2019 年の協調減産継続に積極的な姿勢を見せていたサウジアラビア・ロシア両国であるが、価格上昇を受け、5 月 22 日に Al-Falih・エネルギー産業鉱物資源相とノバク・エネルギー相が会談した際に、減産幅縮小の可能性に言及していた。また、米国が、対イランで協力関係にあるサウジアラビアなどに増産を働きかけていたことも減産幅緩和の決定に影響したという見方もある。

一方、米国の生産量は 2017 年平均で 1,309 万バレル/日であったが、2018 年 5 月時点で 1,490 万バレル/日となっており、増産基調を維持している。増産分の大部分を占めるシェールオイルの生産性は緩やかながら向上し続けており、リグカウントも同じく緩やかではあるが増加している。米エネルギー情報局は、年平均の生産量を 2018 年に 1,513 万バレル/日 (前年比 200 万バレル/日増)、2019 年で 1,650 万バレル/日 (同 140 万バレル/日増) と強気の予測を崩していない。

サウジアラビアやロシア等、6 月 22~23 日の会合で減産幅の緩和を決めた国々は、米国の増産量及び米国の経済制裁復活・強化の影響を受け減産が避けられないイランやベネズエラの減産量を見極めながら、需給均衡を維持すべく生産量を調整することになるだろう。但し、米国では 11 月の中間選挙に向けてトランプ政権が更なる関税を賦課し、貿易摩擦が激化する可能性があり、世界経済の先行きにも不透明感がある。一方で、対イラン制裁復活等、中東情勢は緊迫した状況が続く。12 月 3 日に予定されている次回 OPEC 総会では、2019 年も減産政策をどう調整するかについての議論が行われることになりそうだが、総会前には様々な思惑が飛び交うものと思われる。このような状況で、市場では神経質さが増し、価格ボラティリティが高い状況が続くことが見込まれる。

(化石エネルギー・国際協力ユニット 石油グループマネージャー 森川 哲男)

3. 最近の LNG 市場動向

アジアプレミアムが復活しつつある。今年に入ってから、米国 Henry Hub は 2 ドル/mmbtu 台、英国 NBP は同 7 ドル台で安定的に推移する中、北東アジアのスポット LNG 価格は、5 月以降徐々に上昇し直近では 10 ドルをうかがう展開である。長期契約価格も、最近の原油価格高騰を反映して、今後上昇していくことが確実であり、アジアの LNG 価格と欧米の天然ガス価格差は、今後さらに拡大して見込みである。

アジアのスポット価格が上昇し始めた 5 月以降の国際 LNG 市場においては、供給サイドにおいては特に目立った途絶事象はみられておらず、足元の価格上昇は、主として堅調なスポット LNG に対する需要と、最近の原油価格の上昇の 2 つの要因によって生じていると考えられる。スポット LNG に対する需要については、中国や韓国といった北東アジアの主要輸入国だけではなく、インドやヨルダン、パキスタン、イスラエルといった新興輸入国も入札などを通して引き合いを増やしており、これがスポット市場の需給バランスを引き締める効果をもたらしている。

原油価格がスポット LNG 価格に及ぼす影響も無視できない。近年引き取りを増やしている新興 LNG 輸入国においては、LNG が発電部門や産業部門などにおいて石油製品の代替として用いられている国が多く、原油価格が高くなれば、石油製品の代替財としての LNG の価格が割安となるため、その需要は増加する。また、原油価格リンクの長期契約を有する買主の中には、常に原油価格に連動する長期契約価格とスポット市況を比較しながら、出来るだけ安い LNG 調達を行おうとする事業者もいるため、原油価格の上昇は、スポット LNG に対する需要を増加させるという効果ももたらす。アジア LNG 価格は依然として原油価格の強い影響下にあり、アジアプレミアムの問題も、決して過去の遺物ではなく、今日的な問題として存在し続けている。

これに対し、価格が上昇すれば、供給能力への投資が進むのが、市場メカニズムの常である。実際に、原油価格と LNG 価格の低迷によって 2015 年以降、液化施設への最終投資決定 (FID) は長らく低迷した状態が続いていたが、ここへきていくつか明るいニュースが聞かれるようになってきている。5 月 22 日には、Cheniere が Corpus Christi の Train-3 に対する FID を行ったことを明らかにした。この他にも、4 月 27 日には、カナダの LNG Canada プロジェクトが、今後 FID がなされることが条件とはされているものの、液化施設の EPC 契約を日揮と Fluor の合弁事業体に発注することを発表した。また、Anadarko と三井物産が進めるモザンビーク LNG についても FID が近づいているとの報道もある。原油価格の上昇は、上流企業のバランスシートを改善させることで、新規案件に対する投資余力を高める効果をもたらす。世界的な LNG 需要の拡大が続く中、今後の LNG 需給が長期にわたって安定的な状態を保てるかどうかは、今年から来年にかけての新規投資の動向が大きなカギを握る。年内にはさらに複数の FID がなされることが大いに期待される。

(化石エネルギー・国際協力ユニット ガスグループマネージャー 小林 良和)

4. 温暖化政策動向

6月8～9日にカナダ・シャルルボアで開かれたG7サミットのコミュニケで、米国は他の6カ国とは別の文言を記した。その中で、米国は、全ての利用可能なエネルギー源を利用する能力を高めるエネルギーインフラ・技術への官民投資を増加しつつ、引き続きエネルギー安全保障と経済成長を促進することを約束した。同様の発言は、5月にドイツ・ボンで開かれた気候変動会議におけるタラノア対話(本誌5月号参照)でも見られ、イノベーションの事例として、原子力、化石燃料、CCSなどが挙げられていた。このような文言が、具体的な内容を伴わない「単なる物語り」に過ぎないのか、今後、体系化されていくのか、注目される。

そのような中、5月24日、第9回クリーンエネルギー閣僚会議で、米国主導で原子力に関する新たなイニシアティブが発表された。“Nuclear Innovation: Clean Energy Future (NICE Future)”と称されるイニシアティブは、原子力について単体ではなく、クリーンエネルギーのより広い文脈の中で対応しようというもので、再生可能エネルギーと原子力を統合するシステム、熱利用などの発電以外の利用、小型モジュール炉などに焦点を当て、政策決定者やステークホルダーと対話を行うことを目的としている。NICE Future イニシアティブに参加している国は、米国のほか、カナダ、日本、ロシア、UAE、英国である。NICE Future イニシアティブが今後どのように具体化されていくか、米国のエネルギー・環境政策が体系化されていくのかも注目される。

ドイツでは、6月6日、閣議で「成長、構造変化及び雇用のための委員会」を設置することが決定された。当該委員会では、①褐炭生産地域における構造調整(雇用)措置や資金対策、②2020年の40%削減目標を「できるだけ」達成するためのエネルギー部門における措置、③エネルギー部門の2030年61～62%削減目標達成のための、「包括的影響評価を踏まえた」措置(石炭火力発電の段階的廃止計画や石炭火力発電の割合に関する「適切な」措置を含む)が検討される。共同議長は4人で、そのうち2人が炭鉱州の元首相、1人が環境経済学者、もう1人が財務省出身者である。他に、環境NGO、労働組合、産業界、影響を受ける地域、学界の代表者24人がメンバーとして加わり、事務局は連邦経済・エネルギー省に置かれる。同委員会での検討と取り組みの行方に注視したい。

日本では、6月4日の第17回未来投資会議で、安倍総理から、パリ協定に基づく長期戦略策定に向け、金融界、経済界、学界などの有識者からなる有識者会議を設置し、その下で、関係省庁が連携して検討作業を加速するよう指示があった。2050年に向けた長期戦略についてはこれまで、経産省側では、長期地球温暖化対策プラットフォームやエネルギー情勢懇談会で、また、環境省側では、長期低炭素ビジョン小委員会それぞれ議論が行われたが、関係省庁の調整は行われないうちになっていた。関係省庁の連携がどう実施されるか、どのようなメンバーで有識者会議が設置され、どのような議論が行われることになるのか、注目したい。

(地球環境ユニット 地球温暖化政策グループマネージャー 田上 貴彦)

5. 再生可能エネルギー動向

2012 年の FIT 開始当初からわが国の再エネ分野への外国企業の参入が進んでいる。参入形態は多様であるが、最も顕著で広く知られているのは太陽光発電モジュールの輸入である。モジュールの国内出荷に占める輸入の割合は、2012 年度の 4 割弱から 2017 年度には 7 割まで増加している (ただし輸入の 4 割弱は国外生産の日本製品であることには留意が必要)。その他にも、バイオマス発電のボイラやタービンで外国製品の供給、風力発電の風車組立で海外勢の進出などが見られる。

他方、再エネ発電事業への外国企業の参入も目立つ。当初の主な参入国は、ドイツ、スペイン、米国、中国等であったが、2014 年以降はメガソーラーを中心にタイからの参入が加わっている (弊所クリーンエネルギーフラッシュ「タイの企業が日本の再エネ市場への活発な投資を継続」2017 年 4 月参照)。

わが国の再エネ発電事業への外国企業参入の背景には、そもそも、政府が外国企業誘致に力を入れており、法人税の引き下げや 2014 年以降の円安政策などによる投資環境の改善が行われてきたこと等がある。再エネ発電事業に限れば、自国の FIT 等で習得した事業ノウハウに加えて、わが国では設備の盗難や破壊行為が非常に稀であり事業リスクが少ない、物理的な電力インフラが成熟しているので安定して売電できる、などのメリットも外国企業にとって魅力となっている。しかし、最大の要因はやはり高い買取価格である。太陽光発電に関しては、FIT 開始当初と比べて買取価格は半分程度に切り下げられ、一部入札制度へ移行しているが、それでも依然として国際水準と比べて高い。太陽光発電以外でも、世界の主要国のみならず今後成長が見込める新興市場でさえも入札制度へ移行済みである中、我が国は FIT を存続させている。

わが国では、世界と比べてペースは遅いものの、今後も買取価格は継続的に引き下げられ、また、入札制度も拡大される見通しである。しかしながら、世界での経験値が高い外国企業にとっては逆に好都合になる。例えば、再エネ事業に対する専門性が非常に高いデベロッパーや建設請負事業者は、設備調達、設計、施工の各段階で徹底したコストダウンを実現できる。また、設備製造から運転・保守管理までを一貫して手掛ける垂直統合型モデルも登場している。これらのビジネスモデルに基づく高い競争力を持つ外国企業には、アドバンテージがある。一方、わが国では、再エネ発電の専門性を持つデベロッパーや建設請負事業者が少ないことや業界の多層下請構造が原因で、コストダウンが進んでいないことが指摘されている。

競争力を持つ外資系の参入は、再エネのコストダウンを促すことから、FIT による国民負担増大の抑制や早期の脱 FIT を実現する上でも望ましいことではある。しかしながら、再エネの主力電源化を目指すのならば、同時に、国内再エネ産業・業界の競争力強化も目指すべきではなかろうか。わが国は技術力に依存する傾向が強いが、ビジネスモデルの変革も急務である。

(電力・新エネルギーユニット 新エネルギーグループマネージャー 柴田 善朗)

6. 米国ウォッチング : 米国電力市場における需給逼迫リスクの浮上

5 月 30 日、北米の電力系統の信頼度の維持を促進するため、信頼度を評価し電力系統の監視を実施している、米国信頼度機関 NERC が夏季信頼度評価を公表した。その中でテキサス州において今夏に需給逼迫の懸念があることが示されている。2017 年夏季評価では 18.9%の供給マージンがあったが、石炭火力発電所閉鎖の増加、新規発電所運転開始の遅れ、停止発電所の増加により、安定供給に必要な供給マージン 13.75%を下回る 10.9%になると見込まれている。これに通常レベルの火力計画外停止、猛暑、風力発電出力低下といった要因が重なると供給マージンがマイナスになる可能性がある。

また風力発電の増加が著しい中西部の独立系統運用機関 MISO では、供給マージンが 2%に低下する可能性があり、頻繁にデマンドレスポンスや BTMG (behind-the-meter-generation : 計量メータの後にある自家発電機) の出力調整を発動する可能性が出たため、緊急時手続きを頻繁に発動する措置を講じる必要があるとしている。カリフォルニア ISO でも運転予備力不足に遭遇する可能性が指摘されている。水力発電の貯水低下に太陽光発電の出力減が重なった場合にリスクが高まるとしている。ガスパイプラインの供給リスクが危機を高める可能性もある。

いずれの地域も再生可能エネルギー発電の導入拡大とガス火力発電依存が高くなった点が共通しており、両者の供給力が抱えるリスクが万一顕在化した場合の問題とも言える。再生可能エネルギー発電は同時的な低出力そしてガス火力発電は異常気象時のガスパイプライン等のガス供給設備の停止といったリスクがある。

おりしもトランプ大統領がエネルギー省に原子力発電と石炭火力発電の閉鎖を回避するための方策の検討を指示したと報道が行われた。この背景には、雇用への影響への対応もあるが、こうした供給力の偏在に伴う供給支障リスクの高まりを受けての指示である可能性もある。従来、電力の信頼度評価においてはガス供給設備の支障リスクは十分に織り込まずに行ってきた。しかし米国におけるガス依存の高まりもありガス調達も情報収集の対象となり、ガス供給支障リスク評価方法の検討も行われているが、未だ手法は十分に確立されていない。

2017 年はトランプ大統領の指示で送電網のレジリエンス保全で原子力支援の方法が検討されたが、2018 年 1 月に連邦エネルギー規制委員会 FERC は市場手続きとの整合性が図れないとして検討手続きの終了が宣言された。しかし今夏において供給力の偏在化に伴って需給逼迫が顕在化した場合には、再度電源構成の多様化の重要性が再評価される可能性もあると考えられる。

(電力・新エネルギーユニット 担任補佐
電力・新エネルギーユニット 電力グループマネージャー 小笠原 潤一)

7. EU ウォッチング : 米国への対抗措置と再エネ指令改訂案

米国は、EU 等の一部同盟国について、3 月に発表した国家安全保障を理由とした追加関税の適用をこれまでは一時的に除外してきたが、6 月 1 日より EU 等から輸入する鉄鋼とアルミニウムに対しても、それぞれ 25%と 10%の追加関税を課すと発表した。この措置に対して、EU は 6 月 1 日に WTO の紛争処理手続きに着手している。

なお、米国関連の手続きと同時に、EU が中国の技術移転慣行についても WTO に提訴している点は興味深い。これは、欧州企業に知的財産の所有権や使用权を中国企業へ移転することを義務付けている中国の規制を問題視するものである。マルムストロム通商担当委員は、「米中双方について WTO に提訴することは、いずれかの側を選ぶことはないという意思表示である」と説明している。

6 月 6 日、欧州委員会は米国による関税措置への対抗策の一部として、WTO に通告した米国製品リストの全てに対し、追加関税を課すことを決定した。WTO セーフガード協定では、米国の措置によって損害を受ける物品の EU の対米輸出総額 64 億ユーロ (2017 年) に匹敵する調整措置が認められている。このため、EU は最大 28 億ユーロに相当する米国製品に対してこの権利を即刻行使すると説明した。

この 28 億ユーロに相当する対応として、6 月 20 日、欧州委員会は米国の鉄鋼・アルミ製品のほか、農産物やバーボン、ジーンズ等に対して 25%の関税賦課を最終承認した。当該措置は、22 日から施行される。なお、米国と EU の追加関税賦課対象には、LNG 等のエネルギー資源は含まれていない。米国が関税措置を撤回すれば、EU も撤回すると報じられているが、情勢は非常に流動的であり注意を要する。

また、EU のエネルギー政策に大きな影響を及ぼす出来事として、6 月 14 日、欧州委員会、欧州議会、EU 理事会の交渉官が、再生可能エネルギー指令の改訂内容に合意した。従来の 2030 年に向けた目標は、EU の最終エネルギー消費の少なくとも 27% を再生可能エネルギーでまかなうという拘束力のない目標であった。今回新たに合意された目標は、拘束力のある目標として、2030 年までに再生可能エネルギー比率を 32%とし、目標を上方修正するための 2023 年までの見直し条項も盛り込まれている。

新たな目標は、EU の気候変動に対する取り組みや石炭等の化石燃料への依存低減に向けた真剣さを示すものとなった。同指令の改訂交渉は 18 ヶ月にも及んだが、全ての EU 加盟国が新目標に合意しているわけではない。特に、ヴィシエグラード 4 カ国 (チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロヴァキア) は、目標の引き上げに一定の理解は示すが、適用の前提として運輸部門の再エネ目標 (14%) や食用作物を原料とするバイオ燃料の混合率上限 (7%) の維持、先進的なバイオ燃料のさらなる義務は現実的でない等の条件を提示している。

(戦略研究ユニット 国際情勢第 1 グループ 研究員 下郡 けい)

8. 中国ウォッチング：米中報復関税合戦の激化を巡る闘ぎあい

5 月 17～18 日、第 2 回米中貿易協議がワシントンで開催され、貿易戦争の一時停止に合意した (本誌 6 月号を参照)。しかし、この「休戦協定」は 1 ヶ月も経たない内に過去のものとなった。トランプ政権が関税に関して新たな攻勢に出たからである。

まず、第 3 回米中貿易協議 (北京) 直前の 5 月 29 日、米国は「追加関税の対象品目を 6 月 15 日までに公表する」と唐突に発表した。それに対し、中国政府は協議終了後の 6 月 3 日、両国が中国向け米国産農産品とエネルギーの輸出拡大等について良い対話を行い、前向きかつ具体的な進展を遂げたとしつつ、この合意は「両国が互いに歩み寄り、貿易戦争を行わないことを前提とすべきだ」とし、「米国が追加関税等の貿易制裁措置を発動すれば、両国が交渉によって達成した全ての経済・貿易合意は効力を失う」と警告する声明を発表した。今回合意した農産品とエネルギーの輸出額については、両国は正式発表していないが、米紙ウォール・ストリート・ジャーナル (電子版) は 5 日、年 700 億ドル (約 7.7 兆円) に上ると報じた。

6 月 15 日、中国の警告にも関わらず、米国は 500 億ドル (約 5.5 兆円) 分の中国製品に 25% の追加関税を課すと発表した。その内訳として、7 月 6 日に 340 億ドル分を発動し、残りの 160 億ドル分は時期を検討するという。これに対して、中国は翌 16 日に、同額の米国産品に同率の追加関税を同様な時期に賦課すると発表した。さらに 18 日、トランプ大統領は 2,000 億ドル (約 22 兆円) 分の中国製品に 10% の追加関税を課すと警告し、対抗があった場合、対象をさらに 2,000 億ドル分拡大すると表明した。この米国の脅しに中国は一步も引かず、商務部は翌 19 日に、「量と質を組み合わせた総合対応措置を取らざるを得ない」と宣言した。米国側統計によると、2017 年、中国の米国向け輸出額は約 5,000 億ドルであったが、米国の中国向け輸出額は約 1,300 億ドルしかない。追加関税の対象額が少ない中国は、貿易以外の「質的措置」を求めざるを得ない。専門家は、輸入品だけではなく、米系企業による中国現地での製造品を含む米国系製品全般に対する国民自発の「不買運動」が有効と見ている。例えば、米アップル社の今年第 1 四半期の売上高の 21% は中国市場で稼ぎ出している。

このように、中国は米国に決して屈しない姿勢を鮮明にしている。一方、6 月 10 日、中ロ印等 8 ヶ国が加盟する上海協力機構 (SCO) の首脳会議 (青島) は、「我々はいかなる貿易保護主義にも反対する」との文言を明記した共同宣言を採択し、国務院は外資規制の緩和や知財保護の強化等を盛り込む外資利用拡大の総合対策を通達した。何れも米国発の世界的な貿易摩擦を意識した、戦略的なメッセージ発信である。

現時点では米中間でエネルギーは摩擦の対象に直接はなっていない。しかし、米国産原油は中国が発動する第二段階の報復対象に含まれている。米中が宣言通りに貿易戦争に突入すれば、米国原油の対中国輸出は大幅に減少することになるだろう。

(客員研究員、長岡技術科学大学大学院 教授 李志東)

9. 中東ウォッチング：激化するサウジアラビアの対カタール強硬姿勢

発生から1年が過ぎたカタール危機は、解決の糸口が見えず、サウジアラビア及び UAE の強硬姿勢は強まる一方である。サウジは、カタール半島南西のサルワから東南部ハウル・アル・ウダイドに至る国境線約 60km に沿って運河を建設し、同半島を孤島と化すための計画を進めている。計画では運河沿いにレジャー施設の他、軍事基地や核廃棄施設の建設などが構想されており、カタールに対する嫌がらせは明白である。サウジ及び UAE の民間資金を当てにしたこの運河の掘削工事の事業入札では、やはりボイコット側であるエジプトのゼネコンが応札している。

カタール封じ込めは、サッカー界を巻き込む形でも行われている。2022 年ワールドカップ・カタール大会の開催を阻止するべく、サウジは、統括団体である国際サッカー連盟 (FIFA) 及びカタールとの関係が良好な欧州サッカー協会連合 (UEFA) に対する働きかけと圧力を強化している。

累積する財政赤字への対応が課題であるヨルダンでは緊縮策と大型増税案への反対デモが拡大し、責任を問われたムルキ首相が辞任した。事態を重く見た EU による 2000 万ユーロの緊急支援を皮切りに、「アラブの春」の再発を危惧したクウェートが 10 億ドル、さらに、サウジ・UAE 合同による 15 億ドルの資金援助が表明された。カタールは、5 億ドルの投資と 1 万人の雇用を約束している。

だが、ヨルダンの財政赤字の拡大は、カタール・ボイコットへの協力が不十分だったことを理由にサウジと UAE が支援を渋ったことも一因であったため、両国による資金提供の再開は、トランプ米大統領が提案する予定である中東和平案をヨルダンが受諾することが条件となっている、との見方がある。中東和平担当のクシュナー上級顧問が中東諸国を歴訪していたこともこの観測を補完する材料となっている。

4 月下旬以来、約 1 ヶ月にわたり動静が伝えられていなかったサウジアラビアのムハンマド (MbS) 皇太子は、6 月初旬に UAE アブダビ首長国のムハンマド (MbZ) 皇太子とジェッダで会談し、サウジ・UAE 間の軍事統合などを視野に入れた調整評議会を開催した。両国が軍事介入を続けるイエメン内戦では、反政府武装勢力ホウシー派が支配する港湾都市ホデイダの攻略作戦が佳境を迎えている。だが、人道危機の深刻化が懸念される中、サウジ・UAE 連合軍の攻撃を側面支援してきた米英軍は、作戦への協力を難色を示している。

イラン核合意からの離脱を受けて来日したフォード米 국무次官補一行が日本政府及び企業に対して制裁適用で一切の例外を認めないとする説明を行った。前倒し選挙が行われたトルコ大統領選挙では長期政権を担ってきたエルドアン大統領が苦戦しながらも勝利を収め、従来以上に強い権力を行使できるようになった。サウジアラビアで女性による運転が解禁された。

(中東研究センター長・非常勤理事、慶応義塾大学大学院 教授 田中 浩一郎)

10. ロシアウォッチング：経済制裁や協調減産等へのロシアの対応

6 月 4 日、プーチン大統領は「米国及び他国の非友好的行為に対する対抗措置法」に署名し、即日、同法は発効した。4 月 6 日に米国が課した対ロシア経済制裁の追加措置に対し、メドベージェフ首相は米国による不法な保護貿易主義と強く批判し、効果的な対抗措置を講じ、制裁対象となったロシア企業への支援策を検討するよう政府閣僚らに指示していた。この法律制定は、その具体化を図る取り組みの一つである。

同法は、ロシアに対して敵対的行動をとる国家及び個人に対して適用され、ロシア政府が非友好国との国際協力の停止、輸出入制限などを講じることを可能にする。なお、禁止・制限対象となる具体的な産業分野、製品、役務・サービスについては、連邦政府が決定するとあり、制裁対象となる分野・産業は法律では特定されていない。対象が曖昧であることについては、それによって制裁対象に加えられかねないとの漠然とした不安と脅威を与え、米国とその同盟国による対ロシア制裁の歩調を乱そうとするロシア側の意図を指摘するロシア専門家らの警戒論がある一方、具体性に欠けることを理由に制裁に実効性はないとする楽観的報道もあり、見方は大きく分かれる。

国際原油価格の上昇を受けて、新たな動きも見られる。6 月 22 日、OPEC は 7 月以降に超過達成となっている減産水準を当初目標にまで戻すことで実質的に増産するとの決定を発表した。ロシア政府は OPEC 加盟国と非 OPEC 産油国による協調減産は在庫水準の適正化という目的を十分果たしたと評価し、OPEC 決定の前から協調減産緩和に関する協議を提案していた。なお、当初からロシアの石油企業は協調減産に反対し、生産水準回復の必要性を繰り返し訴えてきた。中でもロスネフチは東シベリア・太平洋原油パイプラインの供給ソースとなる東シベリアの油田開発を進めるに当たり、協調減産が足かせとなる可能性を指摘していた。

油価上昇の影響はロシアの国民生活にも及んでいる。年初から上昇が続く国内石油製品価格の安定化を目的として、6 月 1 日、ロシア政府はガソリン・軽油にかかる物品税をそれぞれトン当たり 48 米ドル、32 米ドル減税した。さらに 7 月 1 日からは 11 米ドルの追加減税を予定する。シルアノフ第一副首相兼財務相によれば、一連の減税措置で 22 億米ドルの税収減となるが、秋に予定される 2018 年予算見直しで非石油収入増や借り入れなどで補填される見通しである。2018 年のロシア連邦予算は対 GDP 比 0.5% の黒字とロシア財務省は見通しを上方修正しており、十分対応できるとロシア政府は認識している。これとは別に、2024 年に向けて、同国では石油輸出税の廃止、鉱物資源採取税の段階的増税が計画されている。石油輸出の促進、原油・ガス生産量に対する一律課税から開発鉱区の開発困難度に応じた課税への見直しを目的とした石油税制改革が議論されてきたが、朝令暮改が繰り返され一貫した方向性は打ち出されていない。展開次第では日本企業も参画するロシア石油ビジネスに影響を及ぼしうることから、引き続き石油税制改革の行方を注視する必要がある。

(戦略研究ユニット 国際情勢分析第 2 グループ 主任研究員 栗田 抄苗)